

議案第22号

宝塚市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例(平成7年条例第17号)新旧対照表

現行			改正案		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
利用施設の 区分 本市の区域 内に滞在し た期間	公用の施設 又はこれに 準ずる施設 (1日につき)	その他の施 設 (1日につき)	利用施設の 区分 本市の区域 内に滞在し た期間	公用の施設 又はこれに 準ずる施設 (1日につき)	その他の施 設 (1日につき)
30日以内の 期間	3,970円	6,620円	30日以内の 期間	3,970円	6,620円
30日を超え 60日以内の 期間	3,970円	5,870円	30日を超え 60日以内の 期間	3,970円	5,870円
60日を超え る期間	3,970円	5,140円	60日を超え る期間	3,970円	5,140円
備考 この表において、「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業及び旅館営業の施設以外の施設をいう。			備考 この表において、「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。		